

神沢中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、神沢中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

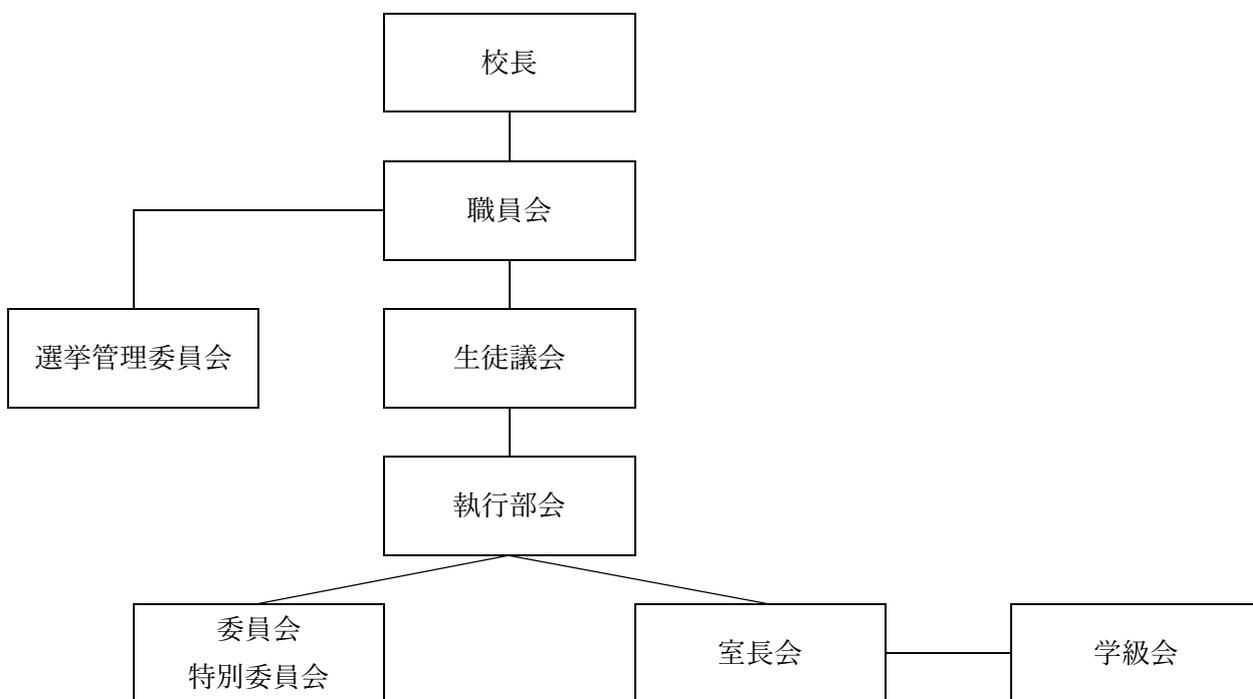
第2条 本会は、会員が互いに協力し、助け合って、楽しい学校生活を生徒自身の手によって積極的に前進させ、将来の社会生活における正しい民主的な社会人となる基礎を養うことをその目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、神沢中学校生徒全員とする。

第4章 組 織

第4条 本会の運営上の組織は次のようにする。



第5章 生 徒 議 会

第5条 本議会は、各学級を代表する室長、生徒会役員、各委員会の委員長で構成される。

第6条 本議会は生徒会の運営及び活動、校内校外の諸行事一般を討議し、民主的に問題を解決することを目的とする。

第7条 本議会は、毎月1回開くことを原則とする。しかし、必要があれば顧問の先生の許可を得て会長が臨時に招集することができる。

第8条 本議会は顧問の先生と3分の2以上の出席者がなければ開けない。

第9条 議長、副議長は、原則として室長の代表2名が行う。

第 10 条 議員の任期は6ヵ月とし、議会はその任期の最後の常会で解散するが、それぞれの務めは次の新議員が決まるまで、継続しなければならない。

第 11 条 本議会は、会員の傍聴を認め、席を指示する。但し議事進行を妨害した場合議長の権限により退場させることができる。

第 12 条 生徒議会運営に関する細則は別に定める。

第 6 章 生徒会役員

第 13 条 本会の役員は6名で構成し、うち1名を会長とする。

第 14 条 役員の選出については、別に各学級1名で構成される選挙管理委員会でその事務を行う。(選挙規定は別に定める)

第 15 条 役員の任期は議員に準じ、再選を妨げない。

第 16 条 生徒会の運営は、会長以下、役員全員であたる。

第 7 章 選挙管理委員会

第 17 条 この委員会は、各クラスの代表1名で構成され、役員選挙にかかわる一切の運営にあたる。

第 8 章 執行部会

第 18 条 生徒会役員で構成され、ここで、議会・委員会その他の企画事項を連絡調整し、原案を作成する。

原案が議会で可決を得たときは、その執行と可決された内容を全校生徒に伝え、その運営にあたる。

この会は、顧問の先生の許可を得て、会長が招集する。

第 9 章 委員会

第 19 条 この会には、生活、図書、文化、保健、美化の各委員会が組織され、各学級から選ばれた委員で構成される。また委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を定める。また各委員会には、顧問の先生1名以上を置く。

第 20 条 委員会は、毎月1回開くことを原則とする。ただし、必要があれば顧問の先生の許可を得て、委員長が臨時に招集することができる。

第 21 条 生活委員会は、学校規則の徹底をはかり、中学生らしい生活を推進する活動を行う。

第 22 条 図書委員会は、図書業務全般の活動を行う。

第 23 条 文化委員会は、文化・広報関係の活動を行う。

第 24 条 保健委員会は保健・健康関係の活動を行う。

第 25 条 美化委員会は、校舎内外の営繕美化の活動を行い、週番活動をあわせて行う。

第 26 条 各委員会は、議会に属し、次の仕事をする。

- (1) 議案を作り、執行部会に提出する。
- (2) 議会の決議事項を実行する。
- (3) 議会で活動報告を行う。

第 27 条 委員の任期は6ヵ月とし、次の新委員が決まるまで、その仕事を継続しなければならない。

第 10 章 室 長 会

第 28 条 この会は各クラス室長で構成される。各学年の行事等を討議・運営し、必要があれば生徒議会に発案することができる。

第 29 条 会の運営は各学年の担当の顧問の先生の指導の下で行う。

第 11 章 特別委員会

第 30 条 本会は必要に応じて議会の決議により特別委員会を置くことができる。

第 12 章 学 級 会

第 31 条 学級の生徒全員で構成される。この会は、議会・委員会・その他の企画に発案したり、学級での必要事項を可決したりする。この会は、室長が担任の先生の許可を得て開くことができる。

第 13 章 補 足

第 32 条 議員と役員に欠員ができた時は補欠選挙を行う。任期は前任者の残存期間とする。

第 33 条 本会は学校長および職員会の指導のもとに運営される。

第 34 条 本会会則は総議員の3分の2以上の賛成で動議し、全会員の過半数の賛成で決める。